

深谷市「週休２日制モデル工事」試行要領

(令和６年９月３０日市長決裁)

(趣旨)

第１条 この要領は、本市発注の建設工事（営繕工事を除く。）において、「週休２日制モデル工事（以下「モデル工事」という。）」を試行するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第２条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(１) 週休２日（現場閉所型）

①月単位の週休２日

対象期間において、全ての月で４週８休（現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、 28.5% （ $8\text{日}/28\text{日}$ ））以上を達成したと認められる状態をいう。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の閉所では 28.5% に満たない月はその月の土曜日及び日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、４週８休（ 28.5% ）以上を達成しているものとみなす。

②通期の週休２日

対象期間において、４週８休（現場閉所率が、 28.5% （ $8\text{日}/28\text{日}$ ））以上を達成したと認められる状態をいう。

(２) 現場閉所 対象期間中に現場事務所での事務作業も含め、１日を通じて現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所については、現場閉所日数に含めるものとし、速やかに、振替作業日の予定も含め、監督員に報告するものとする。また、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上、必要となる作業のみを行う場合も現場閉所日数に含めるものとする。

(３) 現場閉所日 対象期間中に現場閉所を行う日は、原則として土曜日及び日曜日とする。ただし、現場の特性等により別の曜日を選定することや祝日を充てることもできる。なお、現場閉所日は現場代理人、監理技術者等の休日と連動するものとする。

(４) 現場閉所率 現場閉所日の日数を、対象期間の日数で除することにより算定したものという。

(５) 対象期間 契約工期のうち、現場着手日から現場完成日までの期間をいう。なお、年末年始、夏季休暇、工場製作のみの期間、工事一時中止期間及び発注者があらかじめ対象外とする期間は、対象期間に含むものとする。

(６) 現場着手日 現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入または仮設工事等を

開始する日をいう。

(対象工事)

第3条 モデル工事の対象は、工事の種別、規模等を勘案し、発注者が選定するものとする。ただし、以下に掲げる工事は、モデル工事の対象としない。

- (1) 竣工時期や現場条件（出水期、交通規制等）に制約が大きい工事
- (2) 緊急を要する工事（緊急随契で実施する災害復旧工事、応急工事等）
- (3) 単価契約方式による工事
- (4) 前各号以外の理由により週休2日の取得が困難な工事

(発注方式)

第4条 モデル工事の発注は、工事の種別、規模等を勘案し、発注者が指定するものとし、現場閉所型とする。なお、入札公告及び特記仕様書にその旨を明示するものとする。

(工期の設定)

第5条 発注者は、契約工期の設定では、通常算入する準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日及び後片付け期間に加え、週休2日の実施に係る受発注者の事務処理期間として、14日を上乘せするものとする。

2 契約工期の変更理由が、次に掲げる受注者の責によらない場合は、発注者と受注者が協議の上、適切に工期の変更を行うものとする。

- (1) 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- (2) 著しい悪天候により、作業不稼働日が多く発生した場合
- (3) 工事中止や工事一部中止により、全体工程に影響が生じた場合
- (4) 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- (5) その他特別な事情により、全体工程に影響が生じた場合

(経費の補正)

第6条 当初の設計金額に対し、月単位の週休2日を達成した場合の補正係数を各経費に乗じた補正を行うものとする。なお、現場閉所率の達成状況を確認し、月単位の週休2日に満たない場合は、請負代金額の補正係数を通期の週休2日に変更するものとし、通期の週休2日に満たない場合は、補正係数を除した変更契約を行うものとする。

4週8休以上（現場閉所率28.5%以上）の補正係数

経 費	月単位の週休2日	通期の週休2日
労 務 費	1.04	1.02
機械経費（賃料）	1.02	1.02
共通仮設費率	1.03	1.02
現場管理費率	1.05	1.03

※市場単価方式および土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上については、補正係数を乗じた単価を使用すること。

(実施方法)

第7条 工事着手前に、次に掲げるとおり対応するものとする。

- (1) 受注者は、週休2日を前提とする施工計画書及び工程表を提出する。
- (2) 受注者は、現場着手日から28日分の「休日取得計画書(様式1)」を提出し、休日の取得計画について発注者の確認を受ける。
- (3) 受注者は、対象期間中、「モデル工事」であることをPRするための掲示図を工事現場の見やすい場所に掲示する。

2 対象期間中は、次に掲げるとおり対応するものとする。

- (1) 受注者は、翌28日分の「休日取得計画書(様式1)」を7日前までに提出し、休日の取得計画について発注者の確認を受ける。28日に満たない最終期間は7日ごとに確認を受け、7日に満たない最終週は対象期間から除く。
- (2) 28日間終了後、「休日取得実績書(様式2)」を7日間の内に提出し、休日の取得実績について発注者の確認を受ける。28日に満たない最終期間は7日ごとに確認を受ける。
- (3) 天候の影響や地元対応等により、現場閉所日の振替を行う場合は、原則として、事前に工事記録を提出し、発注者の承認を受けることとするが、天候の急変や緊急工事など急を要する場合は、事後報告でも可とする。
- (4) 発注者は、休日に作業が生じるような指示は行わないとともに、受注者からの協議等には迅速な対応に努める。
- (5) 受注者は、週休2日の確保について、下請負人を指導する。

3 現場完成時には、次に掲げるとおり対応するものとする。

- (1) 受注者は、現場完成日以降3日以内に、対象期間全ての「休日取得実績書(様式2)」及び「休日取得実績書【集計表(様式2-2)】」を提出するとともに、作業日報や出勤簿等を提示し、現場閉所率の達成状況について発注者の確認を受ける。
- (2) 発注者は、現場閉所率の達成状況に応じ、週休2日に係る経費について、必要となる変更契約を行う。

(アンケート調査)

第8条 受注者は、別に定めるアンケート調査に回答するものとし、下請負人にも回答するよう指示するものとする。

(工事成績評定における評価)

第9条 発注者は、現場閉所率の達成状況に応じ、工事成績評定において、下表のとおり加点を行う。

現場閉所率の達成状況	点 数
月単位で4週8休以上(現場閉所率28.5%以上)	2点

通期で4週8休以上（現場閉所率28.5%以上）	1点
-------------------------	----

（その他）

第10条 その他必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和5年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年10月1日から施行する。